

アンシアン・レジーム期の貧民救済

— Aix-en-Provence の慈善施設 —

末 広 菜 穂 子

はじめに

フランスに限らず、産業革命以前のヨーロッパ社会における人々の生活について語るとき、看過できないその基本的特徴は、一方でごく少数の者による贅を極めた生活ぶり、他方で人口の大部分を占める一般民衆の窮迫した日々の暮らし、というきわめて対照的な生活が存在したこと。しかも両者の間には越えがたい溝があったことである⁽¹⁾。この溝は貧しい者の側からは容易に越えることができなかった。両者を結び合わせるとごくわずかな道の一つが、慈善であった。ある時代における慈善の在り方は、その時代の貧民への態度を映す鏡である。富める者の貧しい者へ抱く関心がどのようなものであったのかが、そこに映し出される。さらに、慈善に対する——すなわち、それを提供する者に対する——貧民の側の意識も仄かに感じとれるかもしれない。

本稿は、アンシアン・レジーム期のフランスにおける貧困と慈善を取り扱った幾つかの著作の中でも、人々のこのような心性面を知る上で有益であったフェアチャイルズの著作に依拠してまとめたものである⁽²⁾。南フランスの都市エクサン・プロヴァンス（略してエクス）における慈善施設の創

(1) Cipolla, C. M., *Before the Industrial Revolution, European Society and Economy 1000-1700*, London, 1976, pp. 9-27.

(2) Fairchild, C. C., *Poverty and Charity in Aix-en-Provence, 1640-1789*, Baltimore & London, 1976.

設から解体までが、ここでは取り上げられている。

1 エクスの概観

エクサン-プロヴァンスの町は、そのすぐ傍にあるマルセイユが港湾をかかえる商業都市であるのに対し、古くから行政の中心地であった。ペイ・デタ (pays d'état : 定期的地方別会議の特権を有する州) であるプロヴァンス州の首都として、高等法院を擁する“ville parlementaire”としての歴史を誇り、さらに大聖堂聖ソヴル (St. Sauveur) に置かれた大司教座の町でもあった。こうした政府及び教会の行政機能を果たす重みを担うエクスではあったが、都市に活気をもたらす生産活動面においては沈滞気味で、見るべき産業はない。サージ等の織物、オリーブ油が主たる生産品であり、市場での重要性は乏しいものであった。⁽³⁾

1695年のエクスの人口は約29,000人。その全世帯の職業構成は表1に示す通りである。聖職者・貴族・行政職者（このうち約12%の140世帯が貴族身分）で全体の約 $\frac{1}{4}$ を占め、中間層とみなされる医者・大学教授・商人

表1 1695年のエクスの職業構成

| 職 業 | 世 帯 数 | 割 合 (%) |
|--------------|--------|---------|
| 聖 職 者 | 1,045 | 9.4 |
| 貴 族 | 452 | 4.0 |
| 行 政 職 者 | 1,172 | 10.5 |
| 自由業・商人・年金生活者 | 582 | 5.2 |
| 職 人 | 2,495 | 22.3 |
| 使 用 人 | 3,063 | 27.3 |
| 農 業 労 働 者 | 1,998 | 17.8 |
| 乞 食 | 394 | 3.5 |
| 総 計 | 11,201 | 99.9 |

所収 : Coste, J. P., *La Ville d'Aix en 1695*, Vol. 2., Aix, 1970, p. 712.

(Fairchilds, C. C., *Poverty and Charity*, p. 6 より引用)

(3) *Ibid.*, p. 4.

・銀行家・年金生活者は全体の僅か5.2%にしかない。商人層で大規模な卸売業に従事する大商人 (négociant) と認められるのは3名だけで、残りの233世帯は中小の小売り業であると思われる。年金生活者は199世帯あるが、その生活はつましやかな性格のものであった。全体として、エクスの中層は数が少なく、力も弱い。貴族や行政職者達の織り成す華やかな生活の蔭で目立たない存在であった。⁽⁴⁾

エクスの社会構成上、留意すべき特徴は使用人層の数の多さであろう。27%を越える使用人層から、兵士、船員、警官などの公共機関関係の雇い人を除いた22%、約2,500世帯が家事使用人として分類されており、その中には大貴族に雇われる執事から日雇いの洗濯女まで、経済的にも社会的にも様々な位置にある人々がいた。職人の仕事場で雇われて働く賃金労働者——特に織物業の女性労働者——は家事働きも兼ねていたことから、しばしばこの範疇に含まれており、使用人層の底辺をなしていた。⁽⁵⁾ 次いで数の多い2,495世帯の職人層も業種が細かく分かれており、140種が人头税のリストに記載されている。特に、エクスでは需要の多い仕立屋 (190世帯)、靴屋 (170世帯)、左官 (118世帯)、指物師 (108世帯) が目立つ。問屋制家内工業により何十名もの職人を抱えるような大規模なものは一握りであった。たいていの職人は使用人も雇えず、細々と市内の貧しい地区に寄り集まって住んでいた。⁽⁶⁾ 市門の近くの区画や市壁の外に住む農民層は、家族の生計を支えるのに十分なだけの土地を所有する者は少なく、特に *travailleur* と呼ばれる日雇いの農業労働者は農閑期になるとたちまち失職してしまうような状態であった。⁽⁷⁾

エクスの町は、従って、産業革命以前のヨーロッパ都市の中でも平凡な存在であったと言えるかもしれない。1789年8月、イギリス人の旅行家アー

(4) *Ibid.*, p. 9.

(5) *Ibid.*, p. 11.

(6) *Ibid.*, pp. 11, 12.

(7) *Ibid.*, pp. 12, 13.

サー・ヤングが、窓ガラスのない家が多いことと女性の服装について二、三の事を記す以外、殆ど関心を示さずにエクスを通り過ぎたことから、動きのないこの町の雰囲気を感じとれる。⁽⁸⁾これといった産業もなく、地方の首都であるこの町に住まう聖職者や貴族などの特権階級と、彼らの必要を満たし、それによって生計を立てている多数の使用人、職人、農民とで成り立っている町であったと言ってもよい。ちょっとした災いが襲いかかっても危機に陥る可能性があるというもろさがあった。庶民の大部分は毎日の労働が保証されねば暮らしに困るのは必定であり、極貧に落ちる瀬戸際の不安の中での生活であった。

こうした不安に対処する手だてがエクスに存在していなければ、都市生活の保持は成功しなかったであろう。チポラは産業革命以前の慈善が、富の再分配という点に関して、今日とは比較にならないほどの重要性を有していたことを強調しているが、⁽⁹⁾確かに、不幸な貧民に援助の手を差し伸べるべ、社会不安を最小限にとどめる上で、慈善の役割は大きい。もし何の手当も施さないならば、社会の中の‘恵まれたる層’と‘持たざる層’との間の傷口はより以上に広がっていったことであろう。各時代において動機や形態に多少の差はあれ、慈善の持つこの基本的なメカニズムは変わることがなかったと思われる。フェアチャイルズによれば、アンシアン・レジーム期のエクスでは、人口の約20%にあたる5,000人ほどの人々が何らかの慈善を受けていたと推定されている。⁽¹⁰⁾これはあくまでも大ざっぱな数字でしかないが、人口の $\frac{1}{5}$ が慈善に頼り、しかもそれを支えるだけの援助を人口の残りの部分が供与していたことが事実であるとするなら、エクスの都市生活は慈善的空氣に濃く包まれていたことになる。『エクスの町の土壤は常に慈善事業にとって都合良く』、エクスの町は『いつも慈善的精神により

(8) Young, A., *Travels during the years 1787, 1788 & 1790*, London, 1794.
 (宮崎洋訳「フランス紀行1787, 1788&1789」法政大学出版局 昭和58年), 邦訳280-282ページ。

(9) Cipolla, C. M., *op. cit.*, pp. 20-23, 26, 27.

(10) Fairchids, C. C., *op. cit.*, p. 75.

刺激を受けて活気づけられてきた』。エクス⁽¹¹⁾の歴史家 Pierre-Joseph de Haitze は1715年に自分の町についてこう語っている。

2 創 設 期

エクスにおいて、いわゆる伝統的慈善施設と呼ばれるものはいつどのように創設されたのか。フェアチャイルズがエクスの慈善運動の画期として⁽¹²⁾いるのは1640年代である。しかし、すでにそれ以前に動きは始まっていた。エクスのオテル-デュ (hôtel-Dieu : ‘神の館’ と称せられる施療院) である St. Jacques は、1519年に銀行家 Jacques de la Rocque により創設された病院であるが、de la Rocque は自らの意志を次のように明記している。『私はこの病院が常に世の続く限り私的で宗教に無縁の世俗的なもので、まったく教会には関係のないものであり、将来もそうあり続け、そうなくてはならないと考え、意図し、望んでいる』⁽¹³⁾。また、1590年に創設された在宅病人の世話を目的とする Miséricorde も、当初、施設を管理する委員の中に聖職者を一人も含んでいなかった。⁽¹⁴⁾

13世紀のエクスに存在した8つの慈善施設はすべて聖職禄によって建てられたものであり、大司教の統轄下に入っていた。これらの宗教的慈善施設は14世紀の間に戦争と不況のため大半が破壊され、15世紀半ばになって再興されたが、この時期にエクスに存在した6つの病院の半数がすでに世俗の手に委ねられており、中世以来、教会が慈善の分野に持っていた並ぶところのない力がすでに揺らいでいたことが認められる。これは、教会側の施設管理能力の欠如と聖職禄濫用に起因するところが大きく、宗教改革の間も聖職者による病院収入の濫費ぶりがしばしば市民により槍玉に上げられた。慈善施設の世俗化移行の主たる原因が、こうした教会の腐敗にあ

(11) *Ibid.*, p. 14.

(12) *Ibid.*, p. 18.

(13) *Ibid.*, pp. 21, 22.

(14) *Ibid.*, p. 22.

るのは真実であろう。⁽¹⁵⁾

一方、教会に代わって慈善への後見力を獲得し、この分野での力を強化しようとする国王政府の動きも同じ頃始められた。深刻化してきた乞食問題の措置として、各都市に救貧院 (*hôpital-général*) の設置をめざす国王政府は、その適正な管理を保証するため、1543年12月19日の勅令において、公的扶助事業における従来の教会による管理不手際を指摘して、慈善施設の会計報告はむしろ国王役人に対しなされるべきであると規定した。この規定は1545年、1546年、1560年、1561年、1579年の法令で何度も繰り返されている。エクスのおテル-デュでも国王役人から成る大委員会 (*grand bureau*) が病院会計の報告を受け取る機関として1559年に設けられた。大司教はこれに加えられなかった。⁽¹⁶⁾

教会側も、自らの領域が国王権力により侵されていくのをただ静観していたわけではない。もっとも、1533年のケルン宗教会議では、病院会計報告を地方の行政役人に提出することを簡単に認めており、自信喪失の様子がややうかがえもするが、1545年のトレントの宗教会議では、慈善施設の財政監督権は司教にのみあると強く主張され、三部会において、大委員会統轄の任を司教に引き渡す旨の要求が出されもした。この問題をめぐる論議が最も白熱したのは1690年代のことであり、ルイ14世は、1695年と1698年の勅令で国王政府側の権限を再度繰り返している。⁽¹⁷⁾

こうした両勢力の法的権限をめぐるせめぎ合いの中で、現実の貧民救済は私的な個人の手によって担われることになる。国王政府は自ら公的扶助のための施設をつくらうとはしなかった。また、既存の施設を直接管理しようとしなかった。もっぱら当てにされたのは、個人の慈悲心とふところであった。公的扶助を当然のこととして考える今日の我々にとって理解の及びにくいところであるが、事実、救貧院の設置を全都市に命じた1662

(15) *Ibid.*, pp. 20, 21.

(16) *Ibid.*, p. 22.

(17) *Ibid.*, pp. 22, 23.

表2 エクスの主たる慈善施設とその設立年

| 名 称 | 種 類 | 設 立 年 |
|--|---------------------------|---------------------|
| St. Lazare | 癩病院 | 13世紀半ば |
| St. Europe | 水腫患者専用病院 | 1469年 (1600年に再建) |
| St. Jacques (オテル-デュ) | 救貧院 (あらゆる病人を収容) | 1519年 |
| Miséricorde | ” (在宅病人への医薬・食料支給) | 1590年 |
| Filles du Bon Pasteur | 売春婦収容施設 | 1629年 |
| Mont-de-Piété | 無利子貸付の質店 | 1637年 |
| Oeuvre de la Propagande de la Foi | カトリックへの改宗教育 | 1638年 |
| Maison Hospitalière des Filles Religieuses de la Miséricorde | 修道院への持参金供与 | ” |
| Oeuvre de la Redemption des Captifs | 捕虜の身代金供与 | ” ? |
| Refuge | 売春婦収容施設 | 1640年 |
| Providence | みだらな行爲をしたかどで家族から放逐された女を収容 | ” |
| Charité | 救貧院 (孤児・老人・失業者収容・パン支給) | ” |
| Petit Bethléem | 孤児収容施設 | 1680年代 |
| Pureté | ” (少女) | ” |
| Insensés | 精神病患者収容施設 | ” |
| Oeuvre des Prisons | 囚人への援助供与 | ” |
| Conseil Charitable | 貧民への法律カウンセリング施設 | ” |
| Penitents Gris | 貧民の葬儀手配 | ” |
| Incurables | 不治病人収容施設 | 1724年 |
| Filles Orphelines | 孤児収容施設 (少女) | 1758年 |
| Enfants Abandonnés | ” | ” |
| Oeuvre du Cathéchisme | ” ? | ” |
| St. Marcelle | ” (少女) | 1763年 |
| Aveugles | 盲人用施設 | 1782年 |

年の勅令には、その現実化にまでは触れていない⁽¹⁸⁾。アンシエン・レジーム期の国家の役割はあくまでも控え目で後見的なものであった。

他の都市同様、エクスに創設された施設もすべて私的財産を基盤としていた。表2が示すように、エクスの慈善施設設立の第一の波は1630年前後の時期にある。エクスは1580年と1630年にペストに見舞われ、さらに1620年代と1630年代の不作のため民衆の生活は窮迫した。1623年、市内にあまりに多くの乞食が群がったため、彼らの追い出しのため市門の守衛数が二倍に増やされ、1625年にさらに増員された⁽¹⁹⁾。1630年には、近辺の農村から流れてきた農民達と町の職人達が、三日間、富裕な人々の家を焼き、略奪するという事態が生じた⁽²⁰⁾。それまでは個人的問題であった貧困問題が社会的関心事として浮かび上がってきたのである。そして、新たな関心により生み出された現実の慈善は、それまでの慈善の形態とはやや異なる性質を示した。

もちろん、慈善を宗教的美徳とする中世以来の考え方は根強いものだった。エクスにおいて慈善施設の創設のため基金の寄付を呼びかけて出された各種のパンフレットには、貧しい者への慈悲の念を持つことが市民に強く訴えられている。イエス・キリスト自身が貧しい人であり、貧民に対し愛と同情を寄せたことが、常にキリスト教徒の模範とみなされていた。しかし、完全な無私の行為が期待されていたわけでもなかった。慈善行為はキリスト教徒にとって救済を得る手段でもあった。Miséricordeの規定には次のように述べられている。『キリストは貧民を助ける者に樂園を約束し、これを見捨てる者には永遠の業火を宣告する。慈悲深い者をキリストは祝福し、無慈悲な守銭奴や、貧民に対し無情な者には地獄の脅威を与える。人々はその慈善行為をもととして裁かれるのであり、もし、貧民が神の裁きの場で我々を弁護してくれるならば、何も恐れることはなくなるの

(18) *Ibid.*, p. 23.

(19) *Ibid.*, p. 23.

(20) *Ibid.*, p. 23.

だ。また、『慈善は、選ばれた者を罪人から区別する』と述べるパンフレットもある⁽²¹⁾。人々にとって慈善は自らの罪の赦しを得るための不可避の義務となった。慈善から得られる利益をはっきり宣伝文句とするパンフレットもある。『土地、建物、銀行は4～5%の利益しか生まないが、慈善に投資すればずっと多くのものが得られる。神は1に対し100を支払って下さるのだから』⁽²²⁾。つまり、魂の救済、死後の平安を必要と感じる金持ちにとって、慈善は確実に有利な投資先ともなりえたのである。もっとも、慈善行為を自己の利益を図ってなすことはキリスト教の古い伝統に裏付けられたものであり、決して新しくこの時期に現れた動機とは言えない。17世紀の反宗教改革により受けた刺激は考慮しなければならないだろう。しかし、この時期の慈善運動が従来 of キリスト教的慈善思想を基盤とすることに変わりがなかったことは注意しておかねばならない。

この時期の慈善をそれ以前の慈善とはっきり区別するものは、慈善の施設化という点である。1600年以前にエクスに在った慈善施設がすべて病人の治療・看護を目的とするものであったのに対し、17世紀以降に設立された施設の内容は変化に富んでおり、様々な種類の貧民——病人、高齢者、子供、売春婦、精神病患者——を対象としていた。従来、街角を巣としていた貧民達の受け入れ、逆に言えば閉じ込めが図られたのである。門口にやって来た乞食に施し物を与えるという馴染み深い慈善の姿は影をひそめ、あるいは、あからさまな批難の対象となりさえした。この貧民の施設への閉じ込め (*enfermement, renfermement*)こそが、17世紀の慈善の最大の特徴であると言える。

貧民の施設収容の必要性を謳う当時の *Charité* のパンフレットには、その理由として三つの点が挙げられている。第一に、施設収容により公的秩序が保たれること。すなわち、街角にたむろする乞食・浮浪者の群が一掃できること。第二に、効率的であるということ。一つ一つは少額の寄付

(21) *Ibid.*, p. 27.

(22) *Ibid.*, p. 27.

であっても、寄せ集めれば相当額になる。個人個人で施しをするよりも、施設がまとめて行えば、より多くの人々に援助を与えることができるであろう。第三に、施設を慈善の窓口とすることで、援助を求めてくる者を調査することが可能になるという利点がある。金持ちは、戸口に物乞いにやって来る者を注意して調べたりはしない。哀れげなふりを装っている怠け者にも施しを与えてしまう。しかし、施設ではその貧民が援助に値するかどうかを吟味し、真に援助を必要とする者に必要なだけを与えることができる。⁽²³⁾

第一の理由は、15、16世紀以来フランス全体に押し進められていた国王政府による乞食の施設閉じ込め政策の背景をなす考え方と同じものであった。都市に集まってくる貧民は社会不安の原因となり、犯罪の温床ともなる。悪疫を撤き散らして人々を感染させる疫病患者を避病院に隔離して閉じ込めたのとまったく同じように、社会に害悪を及ぼす危険性のある群集を社会から隔離してしまおうというものである。貧民＝犯罪者とみなす傾向が現れてきている。

一方で、第三の点においては貧民の識別の必要性が主張されている。施しは求める者すべてに与えられるのが中世における理想であり、家族、隣人を中心とした全キリスト教徒へと慈善の輪を広げていくべきだとされていた。中でも老人、孤児、病人、寡婦は特別な配慮と保護に値した。これらの人々は、それぞれ自らどうすることもできない理由で貧しいのであり、援助を受ける資格が十分にあった。17世紀においても、この考えの基本線は保持されている。この種の貧民は‘良き貧民’、あるいは‘真の貧民’と呼ばれ、‘悪しき貧民’、‘偽の貧民’と区別された。それでは‘悪しき貧民’とは何か。パンフレットの示すところによれば『愚かにも悪徳にふけり罪深く生きる不信心者』であり、怠惰・放蕩に陥って施しにすがろうとする悪党であった。こうした輩に慈善を施すことは、真に援助を必要とする‘良き貧民’からその取り分を奪ってしまうことである。‘偽の貧民’に必要

(23) *Ibid.*, p. 29.

な措置は救貧院への閉じ込めと矯正である。⁽²⁴⁾そこでの労働生活は、罪深い貧民に自らの罪を悟らせ、労働意欲を植え付ける教育的意味を持っていた。貧民自身の魂の救済は、慈善施設の大きな目的であった。⁽²⁵⁾

こうして当時の慈善施設は、二種類の貧民への二種類の対応方法の区別を理論上はめざしていた。‘良き貧民’に対しては中世以来のキリスト教的慈善精神を踏襲して援助の手を差し伸べ、‘悪しき貧民’に対してはこれを都市から追放——市壁の外へ、あるいは施設の中へ——する。貧困及び貧民に対する人々の複雑な気持ちを反映したような態度であるが、これは古くからの寛容な伝統的慈善を支持する側にも受け入れられやすく、しかも貧民の急増とその結果としての社会不安というこの当時の新たな局面にも対処しうる現実的な方策として生まれてきたものであろう。とは言うものの、当時とりわけ重点が置かれたのは、いわゆる‘悪しき貧民’の閉じ込めであり、Compagnie du Saint-Sacrement などこれを積極的に推し進めた団体もある。⁽²⁶⁾これはフランス全体の動きであった。

しかし、エクスでは1640年に創設された Charité を中心として‘閉じ込め’の必要性が大いに提唱されたものの、その波及効果は期待したほどではなかったとフェアチャイルズは見ている。⁽²⁷⁾エクスでは依然として一般には伝統的慈善が共感を得ていたようである。1686年10月、国王政府による乞食の‘大閉じ込め (grand enfermement)’は1662年の勅令の復活であったが、この時は20年前よりも大きな成果を得ることができた。但しこれは法令そのものの力というよりも、その頃、乞食の一扫に情熱を注いでフラ

(24) *Ibid.*, pp. 32-35. 貧民を敵視する風潮は、以後ますます強まる傾向にあった。

Gutton, J.-P., *La société et les pauvres en Europe (XVI^e-XVIII^e siècles)*, Paris, 1974. また E. Chill は、貧民を犯罪人扱いする考え方が、閉じ込めの強化につながる過程を論じている。Chill, E., “Religion and Mendicancy in Seventeenth Century France”, *International Review of Social History*, 7 (1962), pp. 400-426.

(25) Gutton, J.-P. “A l’aube du XVII^e siècle: Idées nouvelles sur les pauvres”, *Cahiers d’histoire*, 10(1965), p. 95.

(26) Chill, E., *op. cit.*

(27) Fairchilds, C. C., *op. cit.*, p. 35

ンス各地で説教壇に立ち、施設への援助を人々に訴えかけて歩いたジュズイト派の説教師 Chaurand 師の力に大いに与かるものであった。フランス全土で126を下らない救貧院の創設は、彼の尽力によるものである。彼がエクスにやって来たのは1687年で、このキャンペーンの結果、一週間で8,000リーヴルも義捐金が集まり Charité に寄付され、多くの市民が Charité の整備に協力した。エクスの‘大閉じ込め’は成功裡に終わり、この時期に収容された乞食数は7～800人に昇った。⁽²⁸⁾ 慈善施設創設の第二の波が1680年代に訪れているのも、エクス市民の間の気運の高まりを示すものであろう。

3 施設と貧民

それでは、当時の慈善施設が貧民に提供していたのはどのような内容の慈善であったか。エクスの慈善施設を大別すると、病人のためのもの、子供、老人、女性などの弱者対象のもの、失業者などの貧民一般のためのものに分けられる（表2参照）。

病人の看護施設は全部で6つで、そのうち最も重要なのはオテル-デュである St. Jacques である。当時としてはかなり規模の大きな病院であったらしく、1780～83年には年間平均758名の患者を収容し、医者4名、外科医2名、薬剤師1名、看護人36名を抱え、患者1人当たりの看護人数ではパリのオテル-デュをも凌いでいた。⁽²⁹⁾ しかし、その医療環境は当時の他の病院同様、好ましいものとは言えず、病室は人数過剰で、異なった病状の患者がベッドを共にしており、1780年の観察に『このような条件では、入院患者の10～17%が死亡するのに何ら不思議はない』と記録されるような状態であった。⁽³⁰⁾

その他、在宅患者への往診、薬の処方・供与、食料品配給を行う

(28) *Ibid.*, pp. 35, 36.

(29) Valran, G., *Misère et Charité en Provence au XVIII^e siècle*, Paris, 1899, pp. 95-102.

(30) *Ibid.*, pp. 104, 105.

Miséricorde, 不治の病人——主として中風や身体不随など——のみを收容する Incurable, 精神病患者の收容施設である Insensés などがある。Insensés は貧民だけでなくあらゆる階層を受け入れており、家庭で面倒を見ることのできない狂暴な患者⁽³¹⁾を收容していた。

孤児、捨て子、扶養能力のない親の子供は、援助を受けるに最もふさわしい無力な存在であり、彼らの世話に当時の慈善施設は重きを置いていた。乳児はすべてオテル・デュに預けられた⁽³²⁾。その多くは私生児と記録されている。経済的理由で育てられない親が、捨てるに忍びず預けた子供もおり、親の経済状態が回復すれば、親元へ返されることになっていた。病人と共住するオテル・デュの環境は乳児に適しているとは言えず、1722～67年にここに預けられた4,844名の乳児のうち46%に当たる2,224名が1才未満で死亡している⁽³³⁾。乳母不足も高死亡率の原因の一つで、栄養不良で死亡する場合が多かった。人手不足のため約 $\frac{1}{3}$ の乳児はさらに里子に出されて養育された⁽³⁴⁾。

やや年齢の高い子供は Charité に收容された。父親のない家庭や子供数の多い貧しい家庭の子供も受け入れており、実際には孤児よりこちらの割合の方が高かった。子供の受け入れの際には家庭事情が調査されて、条件に合わない場合は受け入れの拒否もあった。家庭の経済状態が好転すれば家へ返されるのは乳児の場合と同様である。何度も出入りしたり、兄弟が入れ替わり入所する例もある⁽³⁵⁾。Charité 内の規律は厳格で、子供達は労働を厭わない働き手となるための教育を受けることになっていた。実際には、起床・就寝時の祈りに始まる宗教教育のみが重視され、職業教育とは名ばかりの作業場等での労働が課せられていた。男子は仕立て、靴作り、

(31) Fairchilds, C. C. *op. cit.*, pp. 82, 83.

(32) *Ibid.*, p. 83.

(33) 乳児室は *entrepôt* (倉庫) と呼ばれる屋根裏部屋にあり、夏場は酷暑のため死亡率が特に高かった。*Ibid.*, pp. 84, 85.

(34) *Ibid.*, p. 84.

(35) *Ibid.*, pp. 85, 86.

女子は料理、洗濯など、幼いうちから労働に慣れさせるべく朝5時（冬期は6時）から夕方6時まで作業に就かせられた。作業中の私語は厳禁であった。⁽³⁶⁾

16才になると施設を出ることが許され、少年は徒弟奉公、少女は家内奉公など、Charitéの委員が入念に調査した勤め先での仕事に就く。出所時には衣服などの仕度品が渡され、少女が結婚する場合には持参金も付け加えられた。⁽³⁷⁾しかし、こうして成人に達して施設を後にするのは収容された子供の約2割で、途中で親元へ帰る者が約3割、2割が逃亡、3割が死亡している。⁽³⁸⁾逃亡者と死亡者の多さはCharitéの生活の厳しさを物語るものではあるが、果たしてこうした施設の存在が無い場合の悲惨さと比べるとどうであろうか。比較は困難である。

老人は数が少なく、家族が面倒を見るのが普通であったため、慈善の対象としての重要度は低かったが、身寄りがなく貧しい老人の世話はやはりCharitéで行われていた。主として60～70才代の老人で、盲目、手足の麻痺、老衰の症状を示す者もいた。貧しい労働者、職人が殆どであったが、彼らの持つ私物は死亡後、売却されてCharitéのものとなった。施設内での老人の生活も子供の場合と同じく規律のやかましい、作業の明け暮れであり、逃亡する老人もしばしば現われた。⁽³⁹⁾

以上に見るように、病人や子供、老人といった‘良き貧民’に対してさえ、生活を束縛し、強制労働を課す、しかも身体的健康への配慮に欠けるなどの施設側の対応は、貧困あるいは貧民の罪悪視をまさに反映したものであろう。もはや、二種類の貧民の区別は殆ど感じられない。貧民にとって施設は気軽に助けを求めに行けるような存在でなかったことは確かである。また、健常で働く意欲を持ちながらも失業を余儀なくしている人々が

(36) *Ibid.*, pp. 89, 90.

(37) *Ibid.*, p. 91.

(38) *Ibid.*, p. 87.

(39) *Ibid.*, p. 94.

頼れる先は殆どなかった。Charité が行なっていた在宅援助 (secours à domicile) というパン支給の制度は、そうした人々が利用することのできた数少ない救済措置の一つであろう。

Charité の記録では、17世紀末から18世紀初め頃で年間平均410人ほどに約4,000個のパンを支給していたとある。毎週日曜日、Charité の礼拝堂で礼拝の後にパンは配られるため、支給を受ける者は必ず礼拝に出席しなければならなかった。パンは小麦製の良質のもので、1人が一週間分として7個、一家族は12~14個を受け取ることができた。受け取りに来るのは男より女がやや多く、夫が病に倒れたり死亡したりで困っている家庭を助ける意味もあったのであろう。その他、失業者や低賃金の日雇い労働者、孤児も見られる⁽⁴⁰⁾。この在宅援助の制度は、拘束を受けることもなく、最も基本的な必要を満たせるという点で、貧民には利用しやすく、供給側にとっても費用がかからないという利点があった。18世紀に教区毎に設けられた慈善事務所 (bureau de charité) も同じようなパンの支給を行ない、失業者のための職探しにも努めた⁽⁴¹⁾。

しかし、こうした試みもその規模の小ささのため需要のすべてを満たすには至らず、思うような効果が得られたかどうか疑わしい。アンシエン・レジーム期の慈善は、財政的制約による絶対量の少なさというどうするすべもない欠陥を持っていた。また、施設の慈善の対象はエクス市の市民のみに限られていたため、施設側が最大の目的としていた乞食の一掃に対して効果を上げることができなかった。1724年の乞食取締りの王令後の8年間にエクスで逮捕された乞食の数は1,194人。そのうちエクス出身の者は約 $\frac{1}{4}$ の227人で、残りの大部分は他所から放浪してきた者達である。プロヴァンス内の農村から出てきた者、リヨンやパリ、イタリアなどから流れて来た者も多い。そして、国王政府や慈善施設側が恐れたような、犯罪の温床となって治安を乱すとされる乞食像とはかなり隔たりのある姿がそこ

(40) *Ibid.*, pp. 94-96.

(41) *Ibid.*, p. 95.

にはある。徒党を組む者はごく僅かで、親子・兄弟という組み合わせが大半であり、男女とも最も多い年齢層は6～10才の弱年層である。老人の占める割合も高い。盲目、手足の麻痺・切断など何らかの身体障害を持つ者が約6割にも昇っている。自ら生計を立てていくことの難しい人々である。また、1,194人のうちの361人は職人や農業労働者という職業でありながら、勤め口がないため乞食とみなされた人々である。これらの最底辺に位置する放浪者を事前に救済するシステムがエクスには欠けていた。従って、市中では乞食・貧民への個人による施し行為が相変わらず続けられていた。⁽⁴³⁾

4 管理と財政

施設の管理に責任を負っているのは *recteur* と呼ばれる複数の委員達であった。委員の数、任期は施設によりまちまちで、終身制のところもあるが、殆どが1～3年で交替する形をとっている。委員の選出は前任の委員に任される場合が多く、通常、諸聖人の祝日(11月1日)になされた。⁽⁴⁴⁾ 選択の第一の基準は社会的地位に置かれ、施設管理に必要な専門的知識はあまり考慮されなかった。*Miséricorde* の1688年の規則は、『貧民を愛し、熱意を持ち、時間的余裕、信望があり、誠実、温厚、堅実で、仕事に縛られない時間と相当の財産を有するこの町の慈善家』から委員を選ばねばならないとし、この職にふさわしい身分として貴族 (*gentilhomme*)、弁護士 (*avocat*)、富裕市民 (*bourgeois*)、商人 (*marchand*)、公証人 (*notaire*) を挙げている。⁽⁴⁵⁾ しかし一般に、17世紀初めに委員の大半を占めていた商人、市民はこの世紀の後半には少数派となり、代わって、弁護士、エキュイエ (*écuyer*)、あるいは高等法院官 (*parlementaire*) やその他の役人達、すな

(42) *Ibid.*, pp. 102-115.

(43) 1743年の高等法院判決には、乞食に金を施すと100リーヴルの罰金が科せられると定められている。*Ibid.*, p. 101.

(44) *Ibid.*, p. 38.

(45) *Ibid.*, p. 39.

わち、官職を得て法服貴族となった人々が多数を占めることとなる。⁽⁴⁶⁾17世紀半ば頃から、台頭しつつあった法服貴族にとって、慈善事業に関与することが身分に付随した一種のアクセサリーのようなものとなり、*Compagnie du Saint-Sacrement* による宣伝も相まって流行した。委員になることによって得られる市民の尊敬や祝祭日の行列での名誉ある待遇などが大きな魅力となった。また、委員の職が父から息子へと代々継承されていく例も多く、家族的伝統の影響が大きいこともうかがえる。⁽⁴⁷⁾

委員になることにより得られる利益は、その任務に伴う負担の重さと釣り合っていたのだろうか。委員は施設管理のすべてに責任を負い、施設の財政難の際には自腹を切る覚悟が必要であった。援助を与える貧民の適格性、施設の人員の雇用、物品購入、借金、遺贈を受けた財産をめぐる訴訟……等々の山積する問題を審議するため、週二回の委員会に出席しなければならなかったし、施設の日常の仕事を監督する週番 (*semainier*) の役が廻ってくると、一週間、施設に起居し、委員会で決定された事項を円滑に実行させるべき義務を負った。また、施設の会計簿の記帳、物品購入の契約業務、施設財産の賃貸借管理、裁判の処理、記録、収容者の作業の監督など、各委員が分担して引き受けねばならない仕事は数多かつた。⁽⁴⁸⁾

もともと、委員のすべてがその務めを忠実に熱意をもって遂行していたわけではなさそうである。委員会では欠席の常習犯が目立ち、*Charité* では、討議中に新聞を読んではならないという条項をわざわざ規則に入れねばならなかった。⁽⁴⁹⁾委員達の多くは施設を町の名士達の社交クラブ程度に考えていた節がある。

委員の他にも、施設は運営上、以下のような種々の人員を必要とした。

a) 司祭…ほとんどすべての施設が礼拝堂を有しており、専任の司祭を抱えていた。施設付き司祭 (*aumônier*) は聖餐式を司つたり、病人に最後

(46) *Ibid.*, pp. 39-41.

(47) *Ibid.*, pp. 41, 42.

(48) *Ibid.*, pp. 42-45.

(49) *Ibid.*, p. 45.

の秘蹟を与えたり、子供達に教義問答を教えたりする。施設への寄贈者に対しミサを捧げることも役目の一つであった。宗教的道德教育を重んじる施設の性格上、司祭は最高の尊敬を受け、食堂の職員用テーブルの上座を占めた。給与は食事と住居の支給に加えて18世紀で年間132～300リーヴルで、これは格別の優遇というわけではないが、元来出世の望みなどない下級の聖職者にとっては魅力的な待遇であった。⁽⁵⁰⁾

b) 医療人員…病人を収容している施設には医者、外科医、薬剤師が雇われていた。1782年の記録では、オテル-デュには医者4名、外科医5名、Miséricordeには医者4名、外科医4名が雇用されている。医者は医師会、大学から募集された。一般に医者への給与は低く、オテル-デュの医者に対する年間の手当は18世紀で80リーヴル、Incurablesは36リーヴル、職人と同じ扱いの外科医はさらに低く24リーヴルである。これは医者達が施設専任ではなく、自分の顧客を診るかたわら施設に勤務していたためであろう。医者は入院患者の診察や1日2度の巡回を行い、薬の処方箋を薬剤師に指図するのが仕事であり、外科医は必要な手術も行なう。慈善施設で提供されていた治療は、当時、他の場所で行われていたものと変わらない、古くからある瀉血・下剤投与が中心で、施設の衛生状態は顧みられることもなく、高い死亡率の原因となった。⁽⁵¹⁾初めから貧民の魂の救済を目的としている慈善施設にとって、肉体的事柄は配慮の中にはなかったのであろうか。

c) 会計担当職員…施設にとって重要な財務管理を補佐する人員である。施設財産から得られる地代や負債の集金、食料・日用品の配布や倉庫の管理、収容者が作業場等で生産した物品の管理などがその仕事である。その給与は他の雇用者に比べて高い。おそらく、ある程度の教育を必要とする仕事であったし、給与を十分に与えて横領などの不正行為をなくす意図もあったためであろう。しかし、どのような人々がこの地位に就いたのかは不明である。⁽⁵²⁾

⁽⁵⁰⁾ *Ibid.*, pp. 46, 47.

⁽⁵¹⁾ *Ibid.*, pp. 47-49.

⁽⁵²⁾ *Ibid.*, pp. 49, 50.

d) 職人…Charité などの施設はしばしば専属の職人達——パン職人、粉挽き、仕立屋、靴屋、織工——を抱え、施設に付属する店を開かせていた。職人は食事と住居、給与を支給される代わりに、施設に対し生産物を市場より安く供給し、收容者を徒弟料を受け取らないで訓練することを要求された。これらの仕事を果たしさえすれば、それ以外に町の人々を相手に商売を行うことも許されていた。施設に雇われる職人は、收容者の教育者でもあり、その模範となるべき人格者でなければならず、妻帯者であっても、施設内に妻を伴うことはできなかった。また、施設は一定期間の修業を終えたとみなしうる者に親方の資格を与える権限を持っており、施設出身の孤児の少年の中には徒弟修業を終えた後、しばしば施設内の店で親方として働く者もいた。⁽⁵³⁾

e) 下働きの雇用人…施設の種々の雑用を果たす雇用人には門番、守衛、監督 (inspecteur, mère), 御者、庭師、料理人、洗濯女、下女、ボーイ、看護人などがある。これらの下働きの人々は貧しい階層の出身であり、收容者の中から雇われることも多い。Charité が抱える乞食拘引のための警官隊のメンバーは殆どが Charité の收容者から選ばれていた。下働きの給与はきわめて低く、生活も厳しく規制されていたが、食事と住居が支給され、老後はささやかな年金を与えられて生活が保証されることは、貧しい人々にとって魅力となっていた。施設收容者の日常生活を正しく律する監督の役目は特に重要なものであり、教師と看守の役割を同時に受け持っていた。監督は必要な場合は收容者を処罰することができたが、常に強調されているのは收容者の良き模範となることであり、処罰は慎重であらねばならなかった。また、これら数多くの雇い人の雇用管理についても、問題が生じた時には円満解決を図るよう努め、收容者に対する雇い人の權威を減じないように注意するのが管理者である委員の責任であった。⁽⁵⁴⁾

(53) *Ibid.*, pp. 50, 51.

(54) 委員、雇用人、收容者を含むこうした管理組織を、当時の人々は一つの家族体とみなしていたようである。*Ibid.*, pp. 51-54.

慈善施設の設立やその後の運営のための資金は主として寄付と遺贈による。商人 de la Roque のほぼ全財産の遺贈を受けて建てられたオテル・デュ、高等法院の代訴官長 (procureur-général) André de la Garde の寄付 18,000リーヴルを得てつくられた Incurables などの大口寄付の例は別としても、遺贈の習慣は市民にかなり広く行き渡っていたようである。⁽⁵⁵⁾ 18世紀前半のエクスの遺言書について、M. ヴォヴェルはその70%が何らかの慈善的遺贈を含むものであることを明らかにした。⁽⁵⁶⁾ 遺贈は金銭だけでなく、土地や家屋、ラント (rente)、家具、絵画、衣服、官職にまで及んだ。これら遺贈品の処分が厄介であっただけでなく、慈善施設はしばしば遺産をめぐる面倒な訴訟事件に巻き込まれた。これは時間と費用の二重の負担がかかった。1世紀にわたって争い続け、結局決着しなかった訴訟もある。⁽⁵⁷⁾

遺贈以外の寄付・贈与においては、多数の施設の間に激しい競争があった。各施設の委員達はそれぞれの施設を示す服装や徽章をつけ、皮製の慈善箱を提げて各戸を回ったり、教会の前に立ったりして寄付を集めた。Miséricorde は日曜日の礼拝の間に寄付集めを行う権利を高等法院により認められており、エクスの市民は、教会の中でも外でも施設の委員の寄付集めにつきまといわれるのであった。⁽⁵⁸⁾ 戸別訪問の寄付集めは、施設の間で取り決めがあり、各施設が1年の中の割り当てられた期間内に訪問を行うことになっていた。市民は、1月にはオテル・デュと Charité の委員の訪問を受ける。そして2月は Refuge, 3月は Mont-de-Piété, 4月は In-sensés という具合に1年のサイクルが進行していく。Charité は、寄付者の同情を引くために幼い子供を寄付集めに差し向けたり、Oeuvre de la Redemption des Captifs の委員達は Miséricorde の委員であるふりをし

(55) *Ibid.*, pp. 54-56.

(56) Vovelle, M., *Piété baroque et déchristianisation en Provence au XVIII^e siècle*, Paris, 1978, pp. 243-247.

(57) Fairchilds, C. C., *op. cit.*, pp. 56, 57.

(58) *Ibid.*, pp. 57, 58.

て教会内で寄付集めをするなど、その過熱ぶりがうかがわれる。⁽⁵⁹⁾

施設の得た遺贈や寄付は、以後の施設財政を支える基盤となった。都市や農村部の土地・建物は施設に地代や家賃収入をもたらしたが、散在した不動産の管理や集金の煩わしさのため、施設は別の投資先をより好んだ。その投資先とは、安全確実な投資先として当時選好されていたラントである。ラントは、投資家が借り手に永久的に資金を譲渡する見返りとして定期的に一定額を受け取れる仕組みになっている。永久的に支払いを受ける権利のあるラント (*rente constituée, rente perpetuelle*) と、投資家の存命中を支払期限とするラント (*rente viagère*) の二種類があり、前者の方が利率は低い。元金の返還がなされないため、ラントは理論上、借金ではなく、高利であっても教会の非難を免れることができた。ラントの設定は当時の団体、個人があまねく行っており、1790年の時点で *Charité* が保有していた総額にして173,515リーヴルのラントの債務者は、パリ市役所、プロヴァンス高等法院、エクス市当局、教会から個人まで実に様々である。⁽⁶⁰⁾ 逆に、慈善施設側が資金調達のため自らラントを設定することも可能である。

施設のその他の財源としては、国王からの補助金がある。国王は王令の下に施設が収容した者の扶養について施設を援助する義務があった。たとえば、*Charité* は1724年の王令の下に収容した乞食1人当たりにつき1日4スーを受け取る資格があった。同じく *Refuge* も収容している売春婦1人に対し1日3スーを受け取る資格があった。また、国王は補助金として税所得を施設に与えることもした。*Charité* は1660年、プロヴァンスにおけるさいころ賭博、カード賭博、タバコに対する諸税を受け取る権利を与えられた。国王はそれ以外にも施設に特権を賦与するなど寛大な後見者としてふるまったが、概して国王の補助金は不足がちで、絶えず遅滞した。⁽⁶¹⁾

⁽⁵⁹⁾ *Ibid.*, p. 58.

⁽⁶⁰⁾ *Ibid.*, pp. 59, 60.

⁽⁶¹⁾ *Ibid.*, p. 61.

さらに、慈善施設は收容者の労働力という財源も有していた。主として織物業の分野で施設は企業主と契約を結び、問屋制家内工業の方式で、企業主は道具と材料を、施設は労働力を提供して収入を得た。これは施設の目指す財政的自助と收容者への教育的効果に合致するものであった。⁽⁶²⁾

支出面に関しては、施設の経費は可能な限り抑えることが原則であり、そのように実現されていた。Charité では收容者に与えられるのは、生存に最低限必要な食物、衣服、住居であり、‘申し分なく神聖な節約’を基本とした。食料品は安価な折に大量購入し、衣服は Charité の作業場で收容者自身が生産した粗悪な布で作られ、靴も自家製であったが、しばしばその支給は中止された。室内は暖房費の節約のため冬は寒く、洗濯は月一回であった。收容者への貧弱な供給は、財政難の際にはさらに切り詰められ、委員達は、施設内の生活が厳しくないならば、施設は貧民であふれてしまうと信じていた。⁽⁶³⁾ 1767年に Charité が151人の收容者のために必要とした費用総額は17,330リーヴル。1人当たり年間114リーヴル14スー、1日に換算すると6~7スーとなる。これは当時の市中で暮らす貧民と比較してみても、相当低い水準にあることは確かであろう。⁽⁶⁴⁾

ところが、1767年の実際の支出総額は44,295リーヴル余りにも昇っている。人件費1,000リーヴルを差し引いた26,000リーヴルほどが、驚くべきことに Charité 自身が設定したラントの利子支払いに向けられているのである。⁽⁶⁵⁾ 資金調達のため出したラントの支払いが、Charité の財政を相当圧迫していることは明らかである。もっともこうした慈善施設のラントが、エクスの小市民層、特に女性にとって信頼できる数少ない投資先となって、本来なら退蔵されたままであろう小口の資金を活用する道を開いた点で意義があるとするフェアチャイルズの意見は否定できないし、この面での施

(62) *Ibid.*, pp. 60, 61.

(63) *Ibid.*, pp. 61-63.

(64) *Ibid.*, p. 63.

(65) *Ibid.*, p. 63.

設の機能もまた興味深いことは事実である。⁽⁶⁶⁾これにより、市民の施設への親近感・信頼感も高められたことであろう。さらに、たとえラントの利子支払いが減少したとしても、果たして収容者への待遇が改善されたかどうか疑問である。しかしながら、やはり施設にとってラントが財政上の重荷となっていたことは確かである。Charité の利子支払額は1722年から1755年の間に171%も増加し、利子の支払不可能なラントの資本金そのものの償還額は1723年から1754年の間に5.5倍となった。⁽⁶⁷⁾利子支払いのためのラント設定がさらに多額の利子支払いを生んでいくという悪循環の中で、慈善施設は金策に奔走しなければならなかった。アンシアン・レジーム末期において慈善施設を危機的状況へ追い込んでいく主たる原因の一つがラントだったのである。

5 危機と没落

フェアチャイルズは1680年から1760年までを慈善施設の全盛期とし、1760年から1789年の革命までを危機の時代として位置づけている。⁽⁶⁸⁾結局、革命によって慈善施設は消滅してしまうのだが、すでにそれ以前に存在意義は失われている。財政事情がいよいよ悪化し、破産寸前に陥って、貧民の収容が著しく制限されてしまうのである。なぜ、そのような破綻を招いてしまったのか。

慈善施設の財政状態は、それを包む社会の諸状況に対応するものである。財政難の大きな理由は、それまで主たる収入源であった寄付の減少である。図1は Charité の寄付の落ち込みを明確に示している。同じような傾向をM. ヴォヴェルは遺言書の調査で指摘し、18世紀後半より慈善的遺贈を含む遺言書が目立って減少したことを明らかにした。⁽⁶⁹⁾人々はかつてほど死

(66) *Ibid.*, p. 68.

(67) *Ibid.*, p. 136.

(68) *Ibid.*, p. 131.

(69) Vovelle, M., *op. cit.*



図1 Charité の寄付の変化

出所：Fairchild, C. C., *Poverty and Charity*, p. 134.

の恐怖や地獄の業火のイメージに苦しまなくなり、死後のことより現世の生活により執着を感じ始めた。死後の魂の救済を謳う慈善施設への魅力は消えつつあった。

また、施設自身の赤字経営は市民の施設への信頼を失墜させた。1760年、債権者の取り立てに対処しきれなくなった Charité は、事実上の破産宣告を受け、国王政府の組織する委員会の監視の下に財政の立て直しを図ることとなる。1780年には、それまで抱えていたラントの負債をようやく清算して危機状態は免れるが、もはや施設に対する市民の投資は止み、寄付も減少していく状態では、Charité としては引き続き国王の援助にすがるしか存立の道はなかった。もはや、Charité の自立性は失われてしまったのである。しかも、財政危機の間の経費削減が貧民に皺寄せし、Charité の本来の意義までも危うくしていた。‘債権者を犠牲にして貧民を養っている’とあからさまに非難が行われた時代であった。Charité の収容者数

は全盛期の $\frac{1}{8}$ にまで減らされている⁽⁷⁰⁾。

貧民や慈善施設に対するこうした人々の拒絶的態度が一般化する中で、否応なく貧困化現象は進行し、急テンポ化する社会や経済の動きに取り残された貧民達が数を増し、特に1760年以降の物価上昇は賃金労働者を直撃した。こうした現実に対処しうる能力がないことを慈善施設自身も社会も認識し始めていた。かといって昔ながらの個人的施しに戻ることは時代錯誤であり、社会は新しい救済の道を模索する必要があった。農村福祉を強調する声、国家扶助のシステム確立を望む声、孤児の保護を訴える声が高まるのもこの時期である。チュルゴーは1757年に「百科辞典 (Encyclopédia)」の‘基金 (Fondation)’の項目を執筆した中で、伝統的慈善施設について、創立者の虚栄以外の何ものでもなく、個人の勝手な思いつきであり、時代遅れであると手厳しく批判を加えた。革新的思想家達にとって、すでに伝統的慈善施設は過去の遺物となり、新たな公的扶助の制度が思いめぐらされていたのである⁽⁷¹⁾。かくして、伝統的慈善施設はその後見であった国王政府と運命を共にして革命を迎え、消滅していくことになる。

(本稿は昭和60年度、61年度広島経済大学特定個人研究助成の中間報告としてまとめたものです。記して感謝いたします。)

(70) Fairchilds, C. C., *op. cit.*, pp. 136-145.

(71) Olivier-martin, F., *Histoire du droit français des origines à la Révolution*, 2^e tirage, Paris, 1951. (塙浩訳「フランス法制史概説」創文社 昭和61年), 邦訳914ページ。